



「すこやか相談室」のご案内

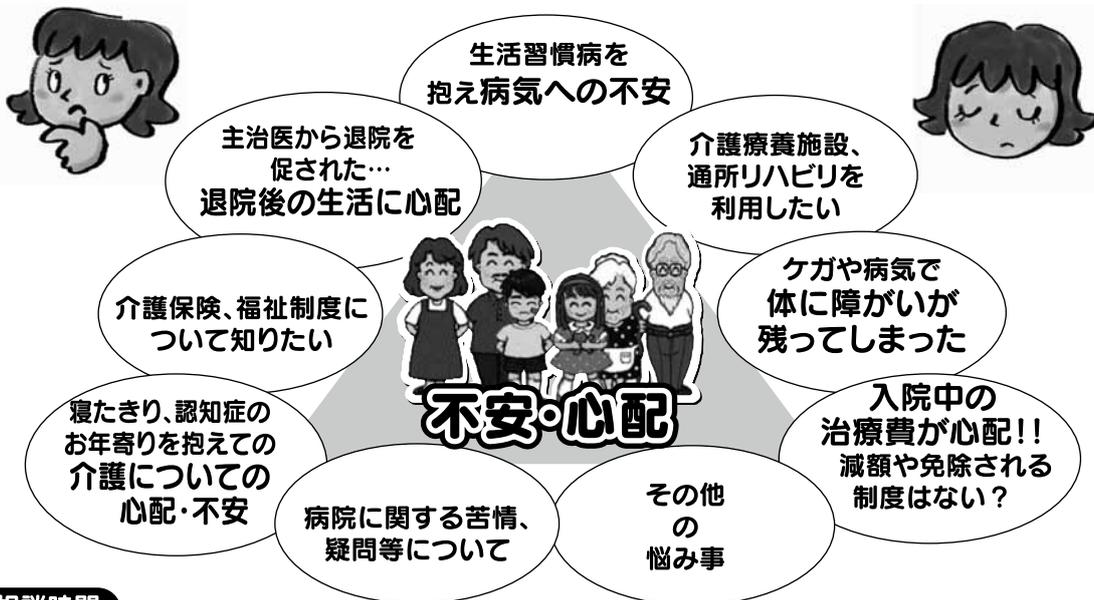
高齢者の方は病気やケガなどで病院に入院すると、急性期に安静にしていたことや、脳卒中などの重篤な疾病にかかることで、治療が終わっても身体機能の低下からの回復が遅れることがあります。そのため、早い時期から入院前の生活を取り戻せるようリハビリを行います。

しかし、高齢の患者様の中には病気やケガの後遺症で入院前のように、自立した生活ができなくなる方も少なくありません。そのような時、ご本人・ご家族は在宅生活への不安や介護が必要になった場合の対応に困惑されることも多いです。

地域連携室(すこやか相談室)では、岩美病院をご利用される方の病気や心身障がい等によって生じる諸問題(退院後の生活、介護・入院中の医療費など)を調整・解決するために、社会保障・社会福祉サービス(介護保険のサービス)等の社会資源を紹介・活用して患者様・ご家族が自立した生活ができるよう援助しています。

すこやか相談室は新病院開設時の平成16年5月から設置され、最近では直接ご相談に来られる町民の方々も増え、大変嬉しく思っています。どんな些細なことでも構いませんので相談室にお越しくだわて。

こんな時のご相談は「すこやか相談室」をご利用ください。



相談時間

午前8時30分～午後5時30分
(時間外の場合は事前にご相談ください。)

◆ご相談については無料です。
ご相談内容につきましては秘密を守り、外部にもれることはありません。

すこやか相談室 ☎ 73-1421



お子さんの特別医療費助成制度が変わります!!

特別医療費助成制度とは、子育て家庭の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう医療費の一部を本人に代わり、県と市町村で負担する制度です。
4月1日より制度が変わります。

現在、資格証をお持ちの方には3月中に郵送します。その他、手続きが必要な方には通知を郵送しますので、内容を確認し申請してください。

【問い合わせ先】 住民生活課 ☎ 73-1415

3月31日まで

鳥取県特別医療費助成制度
小児(0歳～小学校就学前まで)
ひとり親世帯(親、子ども)
・青色の医療費助成資格証
・県内の医療機関で使用可能
・(県外で受診した場合は後日申請)

岩美町特別医療費助成制度
小学生～中学校卒業まで
・岩美町独自の制度
・黄色の医療費助成資格証
・町内のみ使用可能
・(県外で受診したら後日申請)

4月1日から

鳥取県特別医療費助成制度
0歳～中学校卒業まで
・青色の医療費助成資格証
・県内の医療機関で使用可能
・(県外で受診した場合は後日申請)